



愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年3月19日火曜日 第3061号

◇ 目 次 ◇

農用地利用配分計画の認可.....	(農政課農地・担い手対策室) ...	173
公共測量の終了の通知(2件).....	(道路維持課) ...	173
都市計画事業の事業計画の変更認可(2件).....	(都市整備課) ...	173
建設業者の許可の取消し.....	(南予地方局管理課) ...	174
医師の指定.....	(福祉総合支援センター) ...	174
指定医師の所在地の変更.....	(") ...	174
指定医師の辞退の届出.....	(") ...	174
愛媛県特定調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正.....	(会計課) ...	175
特定調達に係る苦情処理手続要綱の一部改正.....	(") ...	175

告 示

○愛媛県告示第210号

平成31年2月8日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成31年3月19日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(㎡)
河村 知 己	愛媛県四国中央市	愛媛県四国中央市土居町野田乙1011番1ほか2筆	1,730
小野 春 雄	愛媛県新居浜市	愛媛県新居浜市角野新田町二丁目3188番	2,995
近藤 順 子	愛媛県松山市	愛媛県松山市河野別府544番1ほか3筆	3,569
株式会社横林農園	愛媛県松山市	愛媛県松山市小山田甲19番ほか8筆	19,001
株式会社横林農園	愛媛県松山市	愛媛県松山市小山田乙1204番41	2,895

2 認可年月日

平成31年3月11日

○愛媛県告示第211号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年3月19日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 公共測量(用地測量)
- 作業期間 平成30年10月10日から
平成31年2月28日まで

3 作業地域 愛媛県西予市宇和町

○愛媛県告示第212号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年3月19日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 公共測量(3級基準点)
- 作業期間 平成31年1月28日から
3月4日まで
- 作業地域 新居浜市王子町、新田町2丁目

○愛媛県告示第213号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画道路事業3・4・42号中之川通線(松山市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

平成31年3月19日

愛媛県知事 中村時広

- 事業施行期間
平成26年10月3日から
平成39年3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
平成26年愛媛県告示第1127号の事業地のうち竹原三丁目地内において事業地を変更する。
 - 使用の部分
変更なし

○愛媛県告示第214号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画道路事業3・5・44号本町宝塔寺線(松山市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

平成31年3月19日

愛媛県知事 中村時広

1 事業施行期間

平成27年 7月10日から
平成39年 3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成27年愛媛県告示第891号の事業地のうち愛光町及び辻町
地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

○愛媛県告示第215号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成31年 3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般-28)第006203号	平成28年 6月13日	(有)森木工所	森 常夫	八幡浜市保内町磯崎2-8	平成31年 2月7日	建具工事業	建設業の廃業
(般-26)第017341号	平成26年 6月30日	松野重機	谷口 幸正	北宇和郡松野町大字延野々2346-1	平成31年 2月25日	とび・土工工事業	建設業の廃業 (法人成り)
(般-28)第017793号	平成28年 9月15日	(株)富士工業	富士原亜希子	大洲市東若宮14-30	平成31年 2月26日	板金工事業	建設業の廃業
(般-27)第010804号	平成27年 4月5日	(株)オキデン	沖野 義政	喜多郡内子町内子1520	平成31年 2月27日	電気通信工事業 水道施設工事業	建設業の廃業 (一部)
(般・特-28) 第000017号	平成28年 5月29日	(株)東部総合建設	広瀬裕次郎	西予市野村町野村7-170	平成31年 2月28日	造園工事業	建設業の廃業 (一部)

○愛媛県告示第216号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成31年 3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	竹 澤 由 起	東温市志津川	平成 31年 3月 1日

○愛媛県告示第217号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成31年 3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
藤 田 仁 志	社会医療法人社団更生会村上記念病院	西条市大町739	一般財団法人積善会十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	平成31年 2月1日
荒 井 政 森	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	一般財団法人積善会十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	平成30年 4月1日
森 岡 明	医療法人青峰会チヨダクリニック	八幡浜市川通1455番地22	旭町内科クリニック	八幡浜市旭町3丁目1510-73	平成22年 12月2日
古 賀 繁 宏	愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5-5	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成23年 4月1日

○愛媛県告示第218号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成31年 3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	羽 成 敬 広	東温市志津川	平成 31年 1月31日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	宮 地 祥 多	東温市志津川	平成 31年 2月26日

愛 媛 県 告示第1号
愛媛県公営企業管理局

愛媛県特定調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年4月愛媛県告示第1号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成31年 3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広
愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第1条 知事若しくは公営企業管理者（これらの者から委任を受けた者を含む。）又は県が単独で設立する地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の理事長（以下「調達機関」という。）が行う特定調達（調達機関が行う物品等（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する物品等をいう。）又は特定役務（同条第4号に規定する特定役務をいう。）の調達をいう。）に関し申し立てられた苦情（以下「苦情」という。）を、公平かつ独立した立場から適切に処理するため、愛媛県特定調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p><u>5 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</u></p> <p><u>(1) 破産手続開始の決定を受けたとき。</u></p> <p><u>(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。</u></p> <p><u>(3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。</u></p> <p>（庶務）</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>出納局会計課</u>において処理する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 知事又は公営企業管理者（その委任を受けた者を含む。） 以下「調達機関」という。）が行う特定調達（調達機関が行う物品等（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等をいう。）又は特定役務（同条第3号に規定する特定役務をいう。）の調達をいう。）に関し申し立てられた苦情（以下「苦情」という。）を、公平かつ独立した立場から適切に処理するため、愛媛県特定調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>（庶務）</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>総務部管財課</u>において処理する。</p>

愛 媛 県 告示第2号
愛媛県公営企業管理局

特定調達に係る苦情処理手続要綱（平成8年4月愛媛県告示第2号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成31年 3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広
愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 省略</p> <p>2 定義</p> <p>(1) この要綱において「調達機関」とは、知事若しくは公営企業管理者（これらの者から委任を受けた者を含む。）又は県が単独で設立する地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の理事長をいう。</p> <p>(2) この要綱において「特定調達」とは、調達機関が行う物品等（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第2条第3号に規定する物品等をいう。以下同じ。）又は特定役務（同条第4号に規定する特定役務をいう。以下同じ。）の調達をいう。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>3 苦情の申立て</p> <p>(1) 供給者は、特定調達が政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された同協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）その他の国際約束（以下「協定等」という。）に違反して行われたと判断する場合には、愛媛県特定調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）に対し、苦情の申立てをすることができる。ただし、調達機関に解決を求め、協議を行うよう努めるものとする。</p> <p>(2) 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 苦情処理手続</p> <p>(1) 苦情の申立ては、特定調達手続のいずれの段階であっても、行うことができる。ただし、協定等に違反して調達が行われたと判断する根拠となった事実を知り、又は合理的に知り得た日から10日以内に、書面により行わなければならない。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 委員会は、協定等の安全保障のための例外等 _____ に該当すると調達機関が判断した調達に係る苦情の申立てについては、受け付けないものとする。</p> <p>(4) 委員会は、苦情の申立てが次のいずれかに該当するときは、書面により、理由を付して却下することができる。ただし、苦情の申立てがあった日から10作業日（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日でない日をいう。以下同じ。）以内に、行うよう努めるものとする。</p> <p>ア～オ 省略</p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>(7) 契約締結又は契約執行の停止</p> <p>ア 委員会は、苦情の申立てが契約締結前に行われたものであるときは、原則として、関係調達機関に対し、当該苦情の処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、当該苦情の申立てがあった日から12作業日以内に、書面により行うものとする。</p> <p>イ～オ 省略</p> <p>(8) 検討</p>	<p>1 省略</p> <p>2 定義</p> <p>(1) この要綱において「調達機関」とは、知事又は _____ 公営企業管理者（その _____ 委任を受けた者を含む。） _____ をいう。</p> <p>(2) この要綱において「特定調達」とは、調達機関が行う物品等（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第2条第2号に規定する物品等をいう。以下同じ。）又は特定役務（同条第3号に規定する特定役務をいう。以下同じ。）の調達をいう。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>3 苦情の申立て</p> <p>(1) 供給者は、特定調達が政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定 _____ 」という。）に違反して行われたと判断する場合には、愛媛県特定調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）に対し、苦情の申立てをすることができる。ただし、調達機関に解決を求め、協議を行うよう努めるものとする。</p> <p>(2) 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 苦情処理手続</p> <p>(1) 苦情の申立ては、特定調達手続のいずれの段階であっても、行うことができる。ただし、協定 _____ に違反して調達が行われたと判断する根拠となった事実を知り、又は合理的に知り得た日から10日以内に、書面により行わなければならない。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 委員会は、協定第23条の規定に基づき協定の適用除外に該当すると調達機関が判断した調達に係る苦情の申立てについては、受け付けないものとする。</p> <p>(4) 委員会は、苦情の申立てが次のいずれかに該当するときは、書面により、理由を付して却下することができる。ただし、苦情の申立てがあった日から7作業日（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日でない日をいう。以下同じ。）以内に、行うよう努めるものとする。</p> <p>ア～オ 省略</p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>(7) 契約締結又は契約執行の停止</p> <p>ア 委員会は、苦情の申立てが契約締結前に行われたものであるときは、原則として、関係調達機関に対し、当該苦情の処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、当該苦情の申立てがあった日から10日 _____ 以内に、書面により行うものとする。</p> <p>イ～オ 省略</p> <p>(8) 検討</p>

ア～ウ 省略

エ ウの場合において、苦情申立人及び関係調達機関は、弁護
士又は委員会の承認を得た代理人若しくは補佐人を出席させ
ることができる。

オ 委員会は、エの承認を取り消すことができる。

カ 省略

キ 省略

ク 省略

ケ 省略

コ 省略

(9) 省略

6 検討の結果及び提案

(1) 委員会は、苦情の申立てがあった日から90日（建設工事（政
令第2条第4号イに規定する建設工事をいう。以下同じ。）に
係る苦情の申立てにあつては、50日）以内に、次に掲げる点に
ついて明らかにするとともに、その理由を記載した報告書を作
成するものとする。

ア 省略

イ 苦情に係る調達手続が協定等に違反して行われたものか否
か

(2) 委員会は、特定調達が協定等に違反して行われたと判断する
場合には、次に掲げる是正策のうち、少なくとも一の適切な是
正策を記載した提案書を作成するものとする。

ア～オ 省略

(3) 委員会は、(1)の報告書及び(2)の提案書を作成するに当たつて
は、調達手続における瑕疵の程度、供給者に与えた不利益の程
度、協定等の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関
の誠意の有無、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が
調達機関に与える負担の程度、当該提案が調達機関の業務に及
ぼす影響、当該調達の緊急性その他当該調達に関する状況を考
慮するものとする。

(4)～(8) 省略

7～9 省略

ア～ウ 省略

エ ウの場合において、苦情申立人及び関係調達機関は、代理
人又は_____ 補佐人を出席させ
ることができる。

オ 省略

カ 省略

キ 省略

ク 省略

ケ 省略

(9) 省略

6 検討の結果及び提案

(1) 委員会は、苦情の申立てがあった日から90日（建設工事（政
令第2条第4号 に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に
係る苦情の申立てにあつては、50日）以内に、次に掲げる点に
ついて明らかにするとともに、その理由を記載した報告書を作
成するものとする。

ア 省略

イ 苦情に係る調達手続が協定に違反して行われたものか否
か

(2) 委員会は、特定調達が協定に違反して行われたと判断する
場合には、次に掲げる是正策のうち、少なくとも一の適切な是
正策を記載した提案書を作成するものとする。

ア～オ 省略

(3) 委員会は、(1)の報告書及び(2)の提案書を作成するに当たつて
は、調達手続におけるかしの程度、供給者に与えた不利益の程
度、協定の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関
の誠意の有無、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が
調達機関に与える負担の程度、当該提案が調達機関の業務に及
ぼす影響、当該調達の緊急性その他当該調達に関する状況を考
慮するものとする。

(4)～(8) 省略

7～9 省略